

平成29年第4回下仁田町議会定例会会議録第3号（15日）									
招集年月日		平成29年12月7日							
招集の場所		下 仁 田 町 議 会 議 場							
開閉会日時		開 会	平成29年12月 7日午前10時00分				議 長	堀 口 博 志	
及 び 宣 言		閉 会	平成29年12月15日午前11時19分				議 長	堀 口 博 志	
応（不応）招議員		議席番号	氏 名		出席等の別	議席番号	氏 名		出席等の別
及び出席並びに		1	小 須 田 肇		○	7	佐 藤 勇 二		○
欠 席 議 員		2	岡 田 邦 敏		○	8	千 野 榮 治		○
出席 12名		3	永 井 正 之		○	9	島 崎 紘 一		○
欠席 名		4	木 暮 弘 元		○	10	堀 口 博 志		○
欠員 名		5	岩 崎 正 春		○	11	岡 田 武 二		○
凡 例		6	佐 藤 博		○	12	佐 藤 公 夫		○
○ 出席を示す									
△ 欠席を示す									
× 不応招示す									
会議録署名議員		1 番	小 須 田 肇		2 番	岡 田 邦 敏			
職務のため議場に出席したものの氏名		事 務 局 長		樋 口 令 子		書 記		小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名		町 長		原 秀 男		福祉保険課長		岡 野 均	
		副 町 長		吉 弘 拓 生		保健環境課長		猪 野 馨	
		教 育 長		茂 木 学		農 林 課 長		岡 田 恵 子	
		町 長 公 室 長		荻 野 英 雄		商工観光課長		林 通 典	
		総 務 課 長		浅 川 幸 則		建設ガス水道課長		神 戸 宏	
		地 域 創 生 課 長		岩 井 収		教 育 課 長		大 河 原 順 次 郎	
		住 民 税 務 課 長		大 小 原 敏 江					
		会 計 課 長		(住民税務課長兼務)					

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 委員長報告（付託議案）
- 2 第98号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
- 3 第99号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第100号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 5 第101号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 6 第102号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 第103号議案 平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
- 8 第104号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 第105号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第106号 下仁田町議会議場国旗等掲揚条例
- 11 閉会中の継続調査の申出書について

会 議 の 経 過

開 会 平成29年12月15日 午前10時00分

○議長 堀口博志 これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日の議事日程につきましては、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し、変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、引き続き302委員会室において全員協議会を開催するので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時45分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 日程第１、委員長報告に入ります。

過日、委員会に付託いたしました議案に対する委員会における審査の経過及び結果について報告を願います。予算決算特別委員長
(岩崎正春予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 岩崎正春 ただいま議長の指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、１２月１２日に第３０２委員会室において、本会議で付託された議案２件について審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

なお、本委員会は全議員で構成する特別委員会でありますので、質疑の内容は省略させていただきます。

付託された第９８号議案 平成２９年度下仁田町一般会計補正予算（第５号）は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第９９号議案 平成２９年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第２号）は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算決算特別委員長報告といたします。

○議長 堀口博志 以上で委員会における審査の経過及び結果報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 委員長の報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第２、第９８号議案 平成２９年度下仁田町一般会計補正予算（第５号）を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第９８号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第９８号議案は原案のとおり可決され

ました。

○議長 堀口博志 次に、日程第3、第99号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第99号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第4、議案第100号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

（樋口令子議会事務局長 登壇）

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案書を朗読いたします。

議案第100号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年12月15日提出 下仁田町議会議長 堀口博志様。

提出者、下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同 佐藤公夫、賛成者 同 千野榮治、賛成者 同 永井正之、賛成者 同 岩崎正春、賛成者 同 佐藤勇二。

別紙をごらんください。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例、第1条、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「においては」を「には」に、「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附則、第１条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成３０年４月１日から施行する。

第２項、第１条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例、第６条第２項の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

第２条、第１条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の規定による給与の内払いとみなす。

提出の理由、地方公務員の給与改定に伴い、下仁田町議会の議員諸給与条例の一部を改正する必要があるためでございます。

以上です。

○議長 堀口博志 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第１００号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長 堀口博志 挙手多数です。よって、議案第１００号は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第５、第１０１号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

（荻野英雄町長公室長 登壇）

○町長公室長 荻野英雄 命によりまして、第１０１号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１０１号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例、第１条、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２３２．５」に

改める。

第2条、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「においては」を「には」に、「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附則、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第2条、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

第3条、附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

平成29年12月15日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第101号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長 堀口博志 挙手多数です。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第6、第102号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

（荻野英雄町長公室長 登壇）

○町長公室長 荻野英雄 命によりまして、第102号議案を朗読し、ご提案、ご

説明申し上げます。

第102号議案 下仁田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、第1条、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

附則、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条並びに第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の下仁田町職員の給与に関する条例、別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第3項、改正後の給与条例第17条第2項及び附則第21項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の下仁田町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第4条、下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から第6項までを削る。

第5条、下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4条を削る。

平成29年12月15日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第102号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第１０２号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第７、第１０３号議案 平成２９年度下仁田町一般会計補正予算（第６号）を議案といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第１０３号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１０３号議案 平成２９年度下仁田町一般会計補正予算（第６号）、平成２９年度下仁田町一般会計補正予算（第６号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８１０万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６億２，４６４万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１２月１５日提出、下仁田町長 原秀男。

２ページをお願いします。

第１表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入でございます。１８款繰入金、補正予算額８１０万１，０００円の減。歳入合計５６億３，２７４万８，０００円から８１０万１，０００円を減額し、５６億２，４６４万７，０００円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。１款議会費４３万３，０００円、２款総務費４９５万５，０００円、３款民生費１，１３２万５，０００円の減、４款衛生費１，０６１万６，０００円、６款農林水産業費２１０万３，０００円、７款商工費２０２万７，０００円の減、８款土木費５６２万円、１０款教育費１，８４７万６，０００円の減、歳入歳出合計５６億３，２７４万８，０００円から８１０万１，０００円を減額し、５６億２，４６４万７，０００円としたいとするものでございます。

４ページをお願いします。

４ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、１の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

また、6 ページの 2 の歳入、7 ページの 3 の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 1 0 3 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 堀口博志 挙手多数です。よって、第 1 0 3 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第 8、第 1 0 4 号議案 平成 2 9 年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第 1 0 4 号議案をご提案、ご説明いたします。

第 1 0 4 号議案 平成 2 9 年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 1 号）

総則、第 1 条、平成 2 9 年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第 2 条、平成 2 9 年度下仁田町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。収入、第 1 款水道事業収益、2 億 7, 6 7 9 万 1, 0 0 0 円、2 4 9 万円、2 億 7, 9 2 8 万 1, 0 0 0 円。第 3 項特別利益、1, 0 0 0 円、2 4 9 万円、2 4 9 万 1, 0 0 0 円。次に支出です。第 1 款水道事業費用、2 億 9, 5 0 9 万円、3 7 2 万 8, 0 0 0 円の減、2 億 9, 1 3 6 万 2, 0 0 0 円。第 1 項営業費用、2 億 6, 3 4 6 万 9, 0 0 0 円、2 7 6 万 4, 0 0 0 円の減、2 億 6, 0 7 0 万 5, 0 0 0 円。第 2 項営業外費用、3, 1 1 1 万 8, 0 0 0 円、9 6 万 4, 0 0 0 円の減、3, 0 1 5 万 4, 0 0 0 円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,196万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,210万8,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2,196万6,000円、当年度分損益勘定留保資金5,982万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2,638万9,000円、当年度分損益勘定留保資金5,458万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

同じく、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。支出、第1款資本的支出、1億7,186万円、14万7,000円、1億7,200万7,000円。第1項建設改良費、5,029万6,000円、14万7,000円、5,044万3,000円。

次ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。科目、職員給与費、既決予定額4,880万6,000円、補正予定額194万4,000円の減、計4,686万2,000円。

平成29年12月15日提出、下仁田町長 原秀男。

3ページの平成29年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画以降につきましては、さきの全員協議会において説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第104号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第9、第105号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長
(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第105号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第105号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第1号）

総則第1条、平成29年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。支出、第1款ガス事業費用、1億7,196万8,000円、239万5,000円、1億7,436万3,000円。第1項営業費用、1億6,700万9,000円、239万5,000円、1億6,904万4,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,889万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,984万8,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,676万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2,771万3,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

同じく、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。支出、第1款資本的支出4,900万1,000円、94万9,000円、4,995万円。第1項建設改良費3,716万5,000円、94万9,000円、3,811万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、既決予定額3,726万8,000円、補正予定額304万8,000円、計4,031万6,000円。

平成29年12月15日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第1号）実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させ

ていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第105号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第10、議案第106号 下仁田町議会議場国旗等掲揚条例を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(樋口令子議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案書を朗読いたします。

議案第106号 下仁田町議会議場国旗等掲揚条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年12月15日提出 下仁田町議会議長 堀口博志様。

提出者 下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同 佐藤公夫、賛成者 同 千野榮治、賛成者 同 木暮弘元、賛成者 同 岩崎正春、賛成者 同 佐藤博。

別紙をごらんください。

下仁田町議会議場国旗等掲揚条例。

第1条、下仁田町議会議場に国旗及び町旗を掲揚する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 堀口博志 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第106号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申出書についてを議題といたします。

総務、社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。したがって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

○議長 堀口博志 これをもちまして、平成29年第4回下仁田町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

閉 会

平成29年12月15日

午前11時19分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 堀 口 博 志

署名議員 小須田 肇

署名議員 岡 田 邦 敏
